

社会福祉法人慈光会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈光会（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(理事会出席及び監事監査実施報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき及び監事が監査を行ったときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の報酬)

第3条 役員が理事会以外の日において、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 役員が事業の職員を兼務する場合で、通常の勤務時間内の業務・委員会出席または業務による出張の場合は、報酬は支払わない。

(改正)

第6条 この規定を改正する必要が生じた場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

- この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 別表の報酬額は、源泉所得税差し引き後の額とする。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
委員会出席報酬等	5, 000円	旅費規程別表による

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
業務報酬等	10, 000円	旅費規程別表による

別表3

名 称	報 酬	実費弁償費
業務出張等	10, 000円	旅費規程別表による